

薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 4 号

薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。